

休岩 休獣 休区 美	名 称	区	域	告 示	告 示
岩美郡若美町網代部落地内の瀬生川河口右岸を基点とし、同川を上流に向かって進み岩美町本庄部落に至り、同橋から国道九号を東方に進み、県道下木原若美停車場線に至り、同県道を北方に進み、浦富海岸荒砂神社に至り、同所から日本	鳥取県告示第四百二十八号	鳥取保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休獣区を設定したから、鳥取保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。	◇告 示 休獣区の設定 次 土地の用途廃止	毎週火曜日及び金曜日発行 (当日が休日には、たる翌日)	昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
昭和四十一年八月十三日	鳥取県知事 石破二朗	存続期間及び設定面積			

休福末 休獣 休区 恒	休福末 休獣 休区 恒	上砂見 休獣区	休荒 区舟		
鳥取市伏野部落地内の国道九号と県道金沢伏野線の交差点を基点とし、同基点から県道金沢伏野線を南方に進み、同県道を西方に進み、鳥取市御所部落に至り、同郷から県道御所小沢見線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	鳥取市伏野部落地内の国道九号と県道金沢伏野線を南方に進み、同県道を西方に進み、鳥取市御所部落に至り、同郷から県道御所小沢見線を北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和四十一年八月十三日 昭和四十四年八月十二日から 六九〇ヘクタール	昭和四十一年八月十三日 昭和四十四年八月十二日まで ・四五〇ヘクタール	昭和四十一年八月十三日 昭和四十四年八月十二日まで 六九〇ヘクタール	昭和四十一年八月十三日 昭和四十四年八月十二日まで 六九〇ヘクタール
気高郡賀谷町田原谷部落地内の県道川上青谷停車場線と町道八葉寺線の交差点を基点とし、同基点から県道川上青谷停車場線を南方に進み、同基点に至る線に囲まれた一円の地域					

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可	発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 「定期第一号月三百円(定期を除く。)」

休勝 休猶部	下私都 休猶区	散岐 休猶区	八頭郡 郡家町	八頭郡 河原町	八頭郡 智頭町
から三朝町吉原部落に通する山道を東南方に進み、青谷町澄水部落内に至り、同所から今西川にそって青谷町澄水部落内に至り、同境界を東北方に進み、青谷町と三朝町の境界に至り、同町境東方に進み、旧勝部村と旧日置村の境界に至り、同部落から町道八葉寺線を西北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	落から青谷町早牛部落に通する山道に至り、同東方に進み、旧勝部村と旧日置村の境界に至り、同部落から町道八葉寺線を西北方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	谷郡家線に至り、同県道を北方に進み、郡家町と因府町の境界に至り、同境界を西方に進み、国道二十九号に至り、同国道を南方に進み、県道谷郡家線に至り、同国道を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	八頭郡郡家町井古部落地内の井古橋を基点とし、同基点から私都川を上流に進み、県道谷郡家線に至り、同県道を北方に進み、郡家町と因府町の境界に至り、同境界を西方に進み、国道二十九号に至り、同国道を南方に進み、県道谷郡家線に至り、同国道を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	八頭郡河原町佐賀部部落地内の車橋を基点とし、同基点から宇戸川を上流に向かって進み、河原町山上部落地内の中央橋に至り、同所から農道折谷線を北西方に進み、河原町旧散岐村と旧西郷村の境界に至り、同境界を東北方に進み、宇戸川に至り、同川を上流に向かつて進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	八頭郡智頭町智頭部落地内の県道智頭佐用線の起点を基点とし、同県道を東南方に進み、智頭町尾見部落地内の馬渡瀬橋に至り、同所に進み、穂見山三角点に至り、同所から旧山郷村と旧土師村の境界を西方に進み、旧土
昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで	昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで	昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで	昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで	昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで	昭和四十一年八月十三日から昭和四十四年八月十二日まで
九八〇ヘクタール	九八〇ヘクタール	三〇五ヘクタール	三〇五ヘクタール	三〇五ヘクタール	一、九一〇ヘクタール

昭和四十一年八月十二日付け鳥取県告示第四百二十七号中議会に付議する事件に次の事件を追加する。

# 鳥取縣公報

癸卯四月十五日錄

◇告示目次  
臨時県議会に付議する事件の追加

昭和四十一年八月十二日付け鳥取県告示第四百二十七号中議会に付議する事件に次の事件を追加する。

(1) 昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算  
(2) 財産の処分について（鳥取大学移転跡の

鳥取県告示第四百三十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年七月二十八日から用途上  
此。

廣  
文  
大  
全

昭和四十一年八月十三日

鳥取県知事  
石破二朗

鳥取市湖山町字白浜三八〇番五地先から	三九二・八〇	道路敷
三八五五番一地先まで	三八六〇番一地先から	
"	三八五五番一地先から	
三八五五番一五地先まで	三八五五番一地先から	
鳥取市西品治字新白下井後一〇五番二地先	三〇〇・〇〇	
"	三八・八九	
一〇六番地先	九六・五二	
鳥取市上味野三四五番二地先	一七・一七	
"	一〇八・六九	
鳥取市叶字下土居二六一番地先	"	水路敷
"	"	道路敷